

京都伝統文化の森推進協議会活動協力団体登録取扱要領

(趣旨)

第1条 京都伝統文化の森推進協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、京都伝統文化の森推進協議会（以下「協議会」という。）がボランティア、企業等の支援・協力を得て行う活動の取り扱いを定めることにより、当該支援・協力活動による「レクリエーションの森」の整備・管理及び活動の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(活動協力団体の要件)

第2条 活動協力団体は、協議会の活動の趣旨に賛同し、当該「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に対して支援・協力する意思を有する団体であつて、次のいずれにも該当するものであるものとする。

- (1) 活動の目的が特定の者又は団体の利益に資するものでないこと。
- (2) 従来 of 経歴等から誠実に活動すると認められるもの、国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にない者その他協力者として適当であると認められる者であること。

(活動協力団体の募集・選定)

第3条 協議会は、計画する活動内容及び地域の実態に応じて、地域で活躍するボランティア団体、NPO、環境経営志向の企業、自然愛好家等を主な対象にして活動協力団体を募集することができるものとする。

なお、募集に当たっては地域関係者の協力を得て、協議会の趣旨、活動内容、募集内容等をできるだけ幅広く情報提供するとともに、応募者の求める活動内容の把握に努めるものとする。

2 協議会は応募団体の求める活動内容等から適当と認められる者を活動協力団体として選定するものとする。

選定後、直ちにその結果を京都大阪森林管理事務所長に報告するとともに、応募団体に対して通知するものとする。

(活動協力団体の登録等)

第4条 「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に対して支援・協力する意思を有する団体は、協議会の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、別紙様式1の申請書を協議会に提出しなければならない。
- 3 協議会は、前項の規定により申請書を提出した団体が第2条の

要件に該当すると認めるときは、その団体を名簿に登録するものとする。

- 4 協議会は、前項の規定により登録した団体（以下「活動協力団体」という。）に登録証を交付するものとする。

（活動協力団体の登録の更新）

第5条 前条第1項の登録の有効期間は、協議会と京都大阪森林管理事務所が締結する協定の有効期間とする。

- 2 前項の登録の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする活動協力団体は、更新の登録を受けなければならない。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（活動協力団体の登録の抹消）

第6条 協議会は、活動協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該活動協力団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 活動協力団体からその登録の抹消を求める旨の届出があったとき。
- (2) 活動協力団体が第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（委任）

第7条 この要領に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

（附則）

この要領は、平成19年12月26日から施行する。